

令和3年度 随意契約理由書

(単位:円)

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 同報系防災行政無線施設維持管理業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	(株)富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号	1,430,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		当町の所有する防災行政無線設備は「(株)富士通ゼネラル」が製造し導入した業者である。そのことから既に他の防災関係設備と連携しており、既存仕様の熟知が必須であり、同社以外の者から役務の提供を受けることは、責任の一貫性がなくなるうえ、障害発生時の迅速な復旧対応が不可能である。したがって、本業務は同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。			
地方税電子申告支援サービスの利用	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	2,739,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		(株)TKCは、地方税共同機構から地方税ポータルシステム(eLTAX)の認定委託先事業者として認可を受けており、(株)両毛システムズは、(株)TKCのみeLTAXサポート事業者として認可を受けている。現在、当町では、(株)両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されているため、このサービスの利用契約ができるのは(株)TKCのみとなる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和3年度町税賦課等に関する電算処理業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番	8,401,360	税務課
		随意契約時の選定理由			
		当町では株式会社両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されており、他事業者へ電算処理の業務委託を行うと、既存システムの改修費用やデータ移行作業費用等が発生するなど著しい支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和3年度明和町固定資産課税客体調査業務委託	自 R3.7.1 ～ 至 R4.3.18	株式会社パスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	5,170,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、固定資産税の令和6年度の評価替え基準年度に向けて、地番図及び家屋図の更新を行い正確な課税客体を把握するため、前年度から継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している同社が最も効果的で適切・確実に履行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課	
軽自動車JNKSに関する基幹 税務システム改修業務委託	自 R3.12.20 ～ 至 R4.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	715,000	税務課	
		随意契約時の選定理由				
		本業務は、令和5年1月から全国一斉に開始される軽自動車税納付確認システム(JNKS)に合わせて、GBeUの軽自動車税システムをJNKSに対応出来るように改修するためのものです。このシステム改修を行うことで、本町の軽自動車税の納税状況及び抹消状況がLGWAN端末を介してアップロード出来るようになり、検査事務所にて車両1台ごとの納付状況の照会が可能となります。それにより従来車検時に添付していた納税証明書が必要なくなります。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)				
令和3年度各種健(検)診業務 実施に伴う受診票作成及び名 寄せ封入封緘業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R3.4.30	株式会社タナカ	栃木県宇都宮市平松本町1101-14	1,638,890	住民保険課	
		随意契約時の選定理由				
		当該委託事業について委託実績があり、町独自の印字プログラムが既に構築されていることから、迅速に目的が達成できるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)				
令和3年度特定健診等受診 率向上対策事業業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社キャンサースキャン	東京都品川区西五反田1丁目3-8	3,234,500	住民保険課	
		随意契約時の選定理由				
		群馬県国保連合会が事業主体で特定健診受診率向上支援事業を希望する保険者に対し実施するもので、この事業の委託業者が株式会社キャンサースキャンであり、また、事業実施するにあたり時間的猶予がなく、至急に契約締結及び事業開始が必須であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号) ※本事業は予防・健康づくり支援交付金(厚生労働省)の交付対象(10/10補助)				
令和3年度明和町保健セン ター総合管理業務	自 R3.11.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	2,839,605	健康こども課	
		随意契約時の選定理由				
		選定業者は、令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施工に関する協定書により、本事業の対象施設である保健センターの施設整備の事業者であり、さらに、令和3年4月1日付医療・保健センター複合施設等整備工事に係る付帯工事等の施行に関する協定書を締結し、同協定書第4条第1項第1号の規定に基づき、出入管理システム及び防犯カメラ整備や共有の非常用発電機整備の設置事業者で、施設の電気設備、給排水設備およびガス設備等建物の躯体設備を管理している事業者であることから、施設管理業務と不可分な関係にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)				

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
健(検)診情報連携対応業務	自 R3.12.24 ～ 至 R4.3.31	株式会社 両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,200,000	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、すでに構築されている基幹系システム内の健康管理システムを改修するものであり、現在の基幹システムを構築する唯一の企業であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券作成委託処理業務(12歳以上64歳以下)	自 R3.6.1 ～ 至 R3.9.30	株式会社 両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,028,643	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		国の示すワクチン接種のスケジュールに合わせたワクチン接種を行うために、ワクチン接種のためのクーポン券作成が緊急に必要であり、競争入札に付することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
新型コロナウイルスワクチン追加接種に係るクーポン券作成業務	自 R3.12.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社 両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,524,512	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		国の示すワクチン接種のスケジュールに合わせたワクチン接種を行うために、ワクチン接種のための接種券作成が緊急に必要であり、競争入札に付することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(公共的空間安全・安心確保事業)保健センター整備事業備品購入	自 R3.5.14 ～ 至 R4.1.31	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	22,863,783	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和3年4月1日付医療・保健センター複合施設等整備工事に係る附帯工事等の施行に関する協定書を締結し、同協定書第4条第1項第1号の規定に基づき、事務什器等の搬入及び設置事業者となっている。このことから、当該事業を併せて発注することで、現場管理等共通経費をの削減が図れる。さらに、令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施行に関する協定書により、納品場所となる施設整備の事業者でもあることから、施設建設とのスケジュール調整など円滑な業務の履行が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
ワクチン接種会場環境改善業務委託	自 R3.5.1 ～ 至 R3.7.30	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	22,000,000	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		新型コロナウイルスワクチン集団接種を行う施設として、急遽明和町中央公民館で行うこととなった。ワクチン接種をいち早く開始するにあたり、迅速かつ専門的な準備が求められる。そこで、入札等による期間が設けられないことと、ワクチン接種会場として医療行為を行う上でより専門的な知識が必要になるため、現在医療施設を準備している株式会社邑楽館林まちづくりに依頼するものです。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
ワクチン接種会場体制確保業務	自 R3.5.1 ～ 至 R3.5.10	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	1,754,500	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		新型コロナウイルスワクチン集団接種を行う施設として、急遽明和町中央公民館で行うこととなった。会場を準備するにあたり、ワクチン接種という医療行為を行うことと、感染拡大防止観点から、今まで使用していた機とイスでは、毎回アルコール消毒をすることを考慮すると、耐久性に問題が生じることから、新たな機とイスの準備が必要である。迅速に準備が求められることから、入札等による期間が設けられないことと、ワクチン接種会場をして医療行為を行う上でより専門的な知識が必要になるため、現在医療施設を準備している株式会社邑楽館林まちづくりに依頼するものです。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
新型コロナウイルス対策公共施設チタンコーティング施工業務	自 R3.11.1 ～ 至 R4.1.31	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	5,060,000	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、利用者が安心して施設利用できること及び新型コロナウイルスワクチン接種(3回目)に係る会場の抗菌対応等環境を整える必要がある。 (株)邑楽館林まちづくりは、医療関係に精通しており、ワクチン接種会場(中央公民館)における環境改善確保事業及び保健センター整備事業での実績もあるため、様々なノウハウを有している。そのため対象となる施設の構造及び事業の趣旨も熟知しており、標記業務も施工可能であることから競争入札ではなく上記業者へ委託するのが妥当である。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、感染拡大防止のため1日も早い事業の実施が必要であり、上記業者は町内に本店を有する事業者であることと、前述のノウハウを有しており期間内での履行が確実であるため見積書を徴した上で随意契約としたい。役場庁舎に関しては、保健センター整備とあわせて事業を実施することにより、価格も抑えられ、かつ迅速に施工可能なため実施するものである。 (地方自治法施行令第167条の1項第2号及び5号)			
令和3年度補助公共 保健センター医療スタッフ駐車場整備工事	自 R4.1.28 ～ 至 R4.3.31	有限会社 司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	3,476,000	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		町内の業者であり現地の状況を十分に把握している。 また、都市建設課発注の町道2-510号線道路改良工事の受注者であり、施工箇所が近接していることから、履行期間の短縮及び経費の削減が見込めるため選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
明和町保健センター用地賃貸借契約	自 R3.11.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	2,770,979	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施工に関する協定書により、本事業の対象施設である保健センターの施設整備の事業者であり、さらに、本件土地の所有者であることから、本契約と不可分な関係にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
医療・保健センター複合施設等整備工事に係る附帯工事等	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	株式会社 邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町新里250番地1	32,703,604	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施工に関する協定書に基づき発注した本体工事に附帯する工事等であり、本工事と不可分な関係にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和3年度ふれあいセンタースズカケ夜間受付業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,300円/時間+消費税の出来高年間見込額1,961,375円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和3年度ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	(有)クリーンシア	明和町大佐貫556番地	1,300円/時間+消費税の出来高年間見込額1,961,375円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和3年度 単独公共 明和町都市計画マスタープラン改定業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.25	大日本コンサルタント株式会社 群馬営業所	前橋市表町2-2-6	4,279,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		契約業者は、平成30年度に策定した都市計画マスタープランの高度版である立地適正化計画を受注した業者であり、館林都市圏における都市計画マスタープラン策定の実績がある。 本業務において要求される知識、能力等を有しており、業務への習熟及びノウハウがある上記業者に業務委託することで、円滑な業務推進、質の高い成果及び実績によるバックデータ等の使用によりコスト縮減が見込まれるため。			
令和3年度 都市構造再編集 中支援事業 明和町総合的交通ネットワーク検証策定業務委託	自 R3.4.16 ～ 至 R4.3.25	大日本コンサルタント株式会社 群馬営業所	前橋市表町2-2-6	4,290,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		契約業者は、総合的交通ネットワーク検証・策定業務委託【都市計画道路の見直し業務】にも綿密に関連する『令和3年度 単独公共 明和町都市計画マスタープラン改定業務委託』を受注している業者であり、都市計画道路の見直しの際に必要な『将来都市像の整理』等のデータを有効に活用できる。 本業務において要求される知識、能力等を有しており、業務への習熟及びノウハウがある上記業者に業務委託することで、円滑な業務推進、質の高い成果及び都市計画マスタープランのデータ等の使用によるコスト縮減が見込まれるため。			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 単独公共 スズカケ公園植栽維持管理業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	有限会社 キムケン	明和町下江黒216	1,540,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和3年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	多田造園	明和町上江黒994	2,354,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和3年度 単独公共 川俣駅自由通路エレベーター保守点検業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.25	三菱電機ビルテクノサービス株式会社関越支社	埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目110番地	1,399,200	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		三菱電機ビルテクノサービス株式会社は、川俣駅自由通路のエレベーター設置業者である。本エレベーターには、24時間365日エレベーターが運転されるたびに常時診断を実施する遠隔監視診断(リモートメンテナンスシステム)が付いており、遠隔監視システムにより、緊急時や故障時において迅速に対応できるような仕様となっている。 設置業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社は、遠隔監視システムやエレベーターの仕様について熟知しており、緊急時や故障時において部品調達等迅速かつ適正な業務が期待できる。さらに、設置業者が保守点検業務を担うことで、設備が故障した場合には責任の所在が明確である。 以上の理由から、利用者の安全性を確保するために、三菱電機ビルテクノサービス株式会社を見積業者として選定したい。			
令和3年度 単独公共 川俣駅自由通路 維持管理業務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.25	東武ビルマネジメント株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番12号	2,576,640	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		東武ビルマネジメント株式会社は、東武鉄道のグループ会社として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるものと考えられる。 また、自由通路の消防設備は川俣駅とも連動しているため、駅舎の維持管理を担っている東武ビルマネジメント株式会社に委託することで、万が一火災が発生した場合には、迅速に対応でき、設備が故障した場合には原因の特定や責任の所在が明確になるといえる。 さらに、本業務では、架線上の清掃をする際に、東武鉄道より認定証の交付を受けていることが要件となるが、東武ビルマネジメント株式会社は、認定証の交付を受けている。 以上の理由から、利用者の安全性と快適性を確保するために、東武ビルマネジメント株式会社を見積業者として選定したい。			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 単独公共 町道9号外2線 区画線設置 工事	自 R3.5.17 ～ 至 R3.8.31	株式会社三積商事	館林市楠町3607-1	2,805,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績より、見積合わせを行う事で安価に発注を行なえるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道1-167号線 測量設計業 務委託	自 R3.9.10 ～ 至 R4.1.31	株式会社GIS関東 群馬支店	館林市上三林町1652-2	8,250,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道1-281号線 測量設計業 務委託	自 R3.7.7 ～ 至 R4.1.31	東毛測量設計株式会社	館林市西高根町20-6	7,150,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道2-273号線 測量設計業 務委託	自 R3.10.5 ～ 至 R4.2.28	有限会社島崎測量設計	館林市広内町1-1	6,600,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道2-286号外2線 測量設 計業務委託	自 R3.4.28 ～ 至 R3.9.30	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-2	6,600,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		平成30年度及び令和2年度に本路線の測量を請負った業者であり、現地の状況を十分に把握しており、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 単独公共 谷田川堤防等道路占用箇所 維持管理業務委託(1回目)	自 R3.4.20 ～ 至 R3.11.30	有限会社司建設	明和町中谷100番地	6,545,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、館林土木事務所等との管理協定により谷田川、五箇川堤防等占用箇所の両脇1mは占有者が除草する協定となっています。そのため年間複数回の除草を委託するものです。該当の占用箇所は通勤・通学に利用されており、既に草が生い茂っており安全通行の妨げになっているため緊急に対応する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和3年度 単独公共 谷田川堤防等道路占用箇所 維持管理業務委託(2回目)	自 R4.3.22 ～ 至 R4.3.31	有限会社司建設	明和町中谷100番地	1,991,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		該当の占用箇所は通勤・通学に利用されていること、また、新年度になり作付けも始まることから、利用者や周辺の地権者に支障をきたさないよう、緊急に除草を行う必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和3年度 単独公共 (仮称)矢島大輪線【県道部】用 地調査業務委託	自 R3.6.21 ～ 至 R3.9.30	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15番地3	2,035,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		入ヶ谷南工業団地の測量設計業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和2年度線越事業 単独公 共 町道1-230号線 用地調 査業務委託	自 R3.7.5 ～ 至 R3.8.31	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-3	1,650,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道1-281号外1線 用地調 査業務委託	自 R3.11.30 ～ 至 R4.2.28	東毛測量設計株式会社	館林市西高根町20-6	1,430,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町道1-281号線の測量設計業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 社会資本整備総合交付金 町道2-267号線 物件調査業務委託	自 R3.11.5 ～ 至 R4.2.28	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-3	3,080,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		指名参加台帳に記載されており、過去に町内における同様の物件調査業務を受注した実績があり、町内の土地状況を十分に把握していることから、迅速かつ適正な業務遂行及び委託費用の低廉化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道2-286号線 用地調査業務委託	自 R3.11.2 ～ 至 R4.2.28	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-3	1,650,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町道2-286号線の測量設計業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和3年度 単独公共 町道2-439号線 舗装補修工事	自 R3.5.25 ～ 至 R3.9.30	荒井建設株式会社	明和町大佐貴687番地	4,400,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		対象路線は、小学校への通学路として利用されている道路であり、緊急の対応を行わなければ、重大な町民生活等への影響が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和3年度 単独公共 町道11号線 舗装補修工事	自 R3.5.25 ～ 至 R3.9.30	有限会社司建設	明和町中谷100番地	9,130,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		対象路線は、舗装の割れや穴や法面の崩れ等が見られ、緊急の対応を行わなければ、重大な町民生活等への影響が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和3年度 単独公共 町道58号外2線 舗装補修等工事	自 R4.1.20 ～ 至 R4.3.31	有限会社明石工業	明和町新里856-3	6,545,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町内の業者であり現地の状況を十分に把握しているため、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 単独公共 町道2-509号線 道路改良工 事	自 R4.1.18 ～ 至 R4.3.31	荒井建設株式会社	明和町大佐貫687番地	8,800,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町内の業者であり現地の状況を十分に把握している。また、東部水道企業団が発注した水道工事の請負業者であり、施工箇所が同じであることから、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道2-512号線 道路改良工 事	自 R4.1.20 ～ 至 R4.3.31	有限会社明石工業	明和町新里856-3	1,650,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町内の業者であり現地の状況を十分に把握している。また、隣接する町道2-284号線道路改良工事の請負業者であることから、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 町道3-405号線 法面整備工 事	自 R3.4.30 ～ 至 R3.6.30	有限会社明石工業	明和町新里856-3	3,300,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		町内の土木工事の請負業者であり、現地の状況を十分に把握しており、履行期間の短縮が見込めるため選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和3年度 単独公共 下水 道台帳システム更新・保守業 務委託	自 R3.4.1 ～ 至 R4.3.31	オリジナル設計(株)	高崎市江木町338番地4号	1,925,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和3年度～令和5年度 明和 町公共下水道事業地方公営 企業法適用業務委託	自 R3.5.10 ～ 至 R6.2.26	(株)ぎょうせい	東京都江東区新木場一丁目18番11号	32,560,000(3年間)	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は昨年度に策定した明和町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画と不可分の関係であり、コスト及び工期縮減、精度の高い成果が期待できるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課	
令和3年度 明和町公共下水道事業 枝線管渠築造工事(33-7-1工区)設計積算及び施工管理業務委託	自 R3.4.16 ～ 至 R4.2.25	(公財)群馬県建設技術センター	前橋市大渡町一丁目10番地の7	3,130,600	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		(公財) 群馬県建設技術センターは、県や市町村における建設行政を補完支援する機関として、積算業務をはじめ、行政内部の資料作成を行っており、建設行政に関する業務を行う県内唯一の公共性の高い機関である。本業務は、群馬県県土整備部が発行する積算基準及び標準歩掛に基づいた設計積算書の作成を行うものであり、設計書作成に伴う積算システム(非公開単価を含む)の使用が可能な法人であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)				
令和3年度 明和町公共下水道事業 新里マンホールポンプ更新工事	自 R3.7.21 ～ 至 R3.12.20	藤田エンジニアリング(株)	高崎市飯塚町1174番地5	3,300,000	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		当該設備を設置した実績があり、迅速な対応が可能な業者であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)				
令和3年度 明和町公共下水道事業 明和水質浄化センター水位計修繕	自 R3.5.17 ～ 至 R3.8.31	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	東京都中央区銀座8丁目21番1号	2,970,000	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		当該設備を設置した実績があり、迅速な対応が可能な業者であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)				
令和3年度 明和町公共下水道事業 2系沈殿槽汚泥掻き機修繕	自 R3.9.30 ～ 至 R4.2.28	環境システム(株)	前橋市荻窪町785番地6	2,695,000	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		明和水質浄化センターの維持管理業者であり、設備を稼働させた状態で対応が可能な業者であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)				
明和町立小中学校校内情報通信ネットワーク拡張業務委託	自 R4.3.1 ～ 至 R4.3.31	東日本電信電話株式会社 群馬支店	高崎市高松町3番地	7,810,000	学校教育課	
		随意契約時の選定理由				
		GIGAスクール構想における学習用情報端末(Chromebook)に用いるネットワークシステムの導入業者であり、既存の施設設備に精通していることから、工期とコストを抑えての適正な業務が期待できるため。また、追加工事の際に必要なシステムの設定変更業務を他社で実施するのは困難であり、現行のシステム全体が損なわれるリスクがあることから、既存の導入業者へ委託することで現在の品質を担保しての実施が可能であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号)				

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度 明和入ヶ谷南工業団地造成事業 確定測量業務委託	自 R3.4.20 ～ 至 R3.8.31	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15番地3	4,840,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		造成区画を早期に分譲先へ引き渡しを行う必要があり、早急に業務を行う必要があるため随意契約をするもの。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和3年度 明和入ヶ谷南工業団地造成事業 開発行為変更許可申請資料作成業務委託	自 R3.6.17 ～ 至 R.9.10	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15番地3	5,720,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		造成区画を早期に分譲先へ引き渡しを行う必要があり、早急に業務を行う必要があるため随意契約をするもの。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和3年度 明和東部工業団地造成事業 地歴調査業務委託	自 R3.8.12 ～ 至 R3.10.8	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15番地3	2,530,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業の造成スケジュールを考慮すると、早急に調査を実施することが必要になるため、見積合わせによる随意契約をするものです。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和3年度 明和入ヶ谷南工業団地造成事業 西区画確定測量業務委託	自 R3.12.13 ～ 至 R4.3.31	技研コンサル株式会社	前橋市下小出町一丁目15番地3	1,485,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		入ヶ谷南工業団地西区画は進出予定企業との分譲契約交渉中であり、早急に分譲用地を確定する必要があるため、見積合わせによる随意契約をするもの。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			
令和3年度 明和東部工業団地造成事業 先分譲地造成工事	自 R4.1.11 ～ 至 R4.3.31	有限会社明石工業	明和町新里856番地3	10,450,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		造成地を早期に分譲先へ引き渡しを行う必要があり、早急に業務を行う必要があるため、見積合わせによる随意契約をするもの。 (明和町土地開発公社契約規程第2条第2項第2号才)			